

労働法関連の改正（2024年4月以降）

●労働条件明示の制度改正

改正により労働条件通知書や雇用契約書の見直しも必要となりますし、求人募集での明示事項も増えますので、ご注意ください！ なお、違反は“30万円以下の罰金”の対象に！

対象者	項目	内容
すべての労働者	就業場所・業務の変更の範囲の明示	労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、入社直後の就業場所・業務内容に加え、 <u>将来の配置転換などによって変わる可能性がある就業場所、業務範囲を明示する。</u> ★在宅ワークがある場合は労働者の自宅などの記載も必要に。
有期契約労働者	更新上限の明示	有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、 <u>通算契約期間または更新回数上限の有無と内容を明示する。</u> ★無期転換ルールで、有期契約の更新により通算5年を超えた場合、労働者の申し出があれば、無期雇用契約に転換されることが決まっています。
	無期転換申込機会の明示	無期転換申込権が発生する契約更新のタイミングごとに、 <u>無期契約を申し込むことができる旨を明示する。</u>
	無期転換後の労働条件の明示	無期転換申込権が発生する <u>契約更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件を明示する。</u> 併せて就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項（業務内容、責任の程度、移動の有無など）の説明も必要に。

●働き方改革2024 時間外労働の上限規制

建設業、運送業（トラック、バス、タクシー等）、医師の働き方改革を進めるため、4月からいよいよ時間外労働時間の上限規制の対象に！

◆建設業 年720時間

一般業種同様、時間外労働時間の上限は年720時間となります。発注側も受注側も、長時間労働を前提としない適正工期での契約締結が求められます。

◆運送業 年960時間

大型トラック運転者の年間労働時間は2,568時間、全産業平均より444時間も長くなっています。荷物の積込や荷下しでの待機時間が1運行あたり1時間半と、長時間労働の大きな要因に。

◆医師（診療従事勤務医） 最長年1,860時間

医師の時間外勤務時間は、病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超。4月からは、勤務先のタイプに応じて最大1,860時間の上限規制が入ります。また、時間外労働の理由は、患者対応やケア（73%）、事務作業（59.8%）、緊急対応（59.6%）などが挙げられています。

勤務医の時間外労働の分類

ランク	対象者	上限
一般	すべての労働者	720時間
A水準	原則、すべての施設	960時間
B水準	高次救急医療施設やがん拠点施設	1,860時間
C水準	臨床研修医、専門研修医の雇用施設、特定高度技能研修者の雇用施設	1,860時間

●パートの社保加入の拡大（10月から）

10月から社会保険の加入対象に拡大され、**51人以上の企業**でパート、アルバイト（学生以外）が対象に加えられます。具体的な対象者は次のとおり。対応が必要かどうかの確認も含め、早めの準備を！

週の所定労働時間	20時間以上30時間未満
所定内賃金	月額88,000円以上
雇用期間	2ヵ月超

●障害者雇用義務の拡大

4月から、障害者雇用率が下げられ従業員40人で1名以上の障害者の雇用が義務付けられます。

時期	障害者雇用率	従業員規模
現行	2.3%	43.5人以上
2024年4月～	2.5%	40人以上
2026年7月～	2.7%	37.5人以上

また、障害者の就業が困難とされる業種で雇用義務が軽減される“除外率”も、2025年4月から各業種ごと10ポイントずつ引下げとなり、雇用義務は全体として厳しくなる方向です。

障害者雇用をしない場合、罰則はありませんが、不足人数1人当たり月額5万円の障害者雇用納付金の納付が求められます（100人超の企業に限定）。